監査の結果により講じた措置について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 4 月 10 日

神奈川県監査委員	真	島	審	_
同	髙	畄		香
同	太	田	眞	晴
同	古	沢	時	衛
同	岩	本	_	夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 26 年 11 月 18 日 (神奈川県公報号外第 52 号)神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 24 箇所 (既公表分 9 箇所を除く)に係る 29 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

וא כולוגאו בוידי	4/1 機制 に この りょ いこ へ 過 切 争 項 人 は 安 以 普 争 項				
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容		
行政部財務 課	平成26年7月 31日(平成26 年6月9日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、7件、323,695円が徴収不足であった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業課が作成している執行管理表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。		
指導部高校 教育指導課	平成26年7月 31日(平成26 年6月10日職 員調査)	(要改善事項) 「高校生国際交流支援事業における事業実施団体への参入要件及び生徒引率に係る教員旅費に関する件」 高校生国際交流支援事業に関する取扱いに関して、透明性が向上するよう見直す必要が認められた。 (以下省略)	要改善事項については、公務として行う生徒引率に係る教員旅費は県費で負担することにより、より透明性が向上するよう平成27年度から見直す方向で検討することとした。		

生涯学習部スポーツ課	平成26年7月 31日(平成26 年6月17日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、7件、323,695円が徴収不足であった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものであり、徴収不足分については、相手方に説明し平成26年8月15日に収入済となった。今後は、このようなことがないよう、執行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
------------	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

山九(機) 八部	のられに小週の	事項乂は要改善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所	平成26年5月 26日(平成26 年4月18日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、平成24 年度に過大に支払っていた日 額非常勤講師報酬の是正に伴 い、過大納付となった平成24 年度分の雇用保険料1件、 3,577円について、修正申告 及び還付請求手続を行ってい なかった。	不適切事項については、確認が不十分であったことによるものであり、過大納付分については還付請求を行い、平成26年8月21日に収入済となっている。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎図書館	平成26年7月 23日(平成26 年4月16日職 員調査)	(要改善事項) 「遊休物品となっている粉じん計の有効活用に関する件」 使用可能な物品が遊休したままとなっているものがあった。 (以下省略)	要改善事項については、分解 点検等を行うことによる再利用 の可能性を検討したが、平成26 年8月8日に、製造元の情報か ら修理が不可能であることが判 明したため、廃棄することとし た。
神奈川県立金沢文庫	平成26年6月 30日(平成26 年4月15日職 員調査)	(要改善事項) 「館内及び敷地の清掃業務委託契約における予定価格積算に関する件」 屋外清掃の積算において、屋内清掃の単価を参考としているものがあった。 (以下省略)	要改善事項については、館内 及び敷地の清掃業務委託契約の 積算に当たり、日常清掃につい て、屋内清掃と屋外清掃を合わ せて、価格情報誌の総合清掃単 価を適用した点を見直すととも に、屋外清掃について、価格情 報誌の単価を参考とせず、別途 見積書を徴して積算するなどの 措置を講ずることとした。

			,
神奈川県立 二俣川看護 福祉高等学 校	平成26年6月 10日(平成26 年3月19日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を 命ずる必要がある週休日の振 替に当たり、誤って既に週休 日として割振をしていた日へ の振替を行ったことにより、 勤務1週間当たりの決められ た勤務時間を超過しているも のが1件あった。	不適切事項については、職員の勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認を 徹底することにより、適正な事 務執行に努めることとした。
神奈川県立 新羽高等学 校	平成26年6月 16日(平成26 年4月18日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を 支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成26年5月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 新栄高等学 校	平成26年6月 24日(平成26 年4月23日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが1件、10,089円あった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底し、納入者から納付した際に連絡を受けるよう改めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金井高等学校	平成26年6月 23日(平成26 年5月9日職 員調査)	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事 務処理が著しく不適切であった。 1 契約事務において、多目 的教室の普通教室化り、 契約金額1,639,050円) 契約の締結に当たり、 契約の締結に当たり、 連財務規則の規定を 意額であるにもかか省 金額であるにもかがいる でいた。 2 庶務事務において、教 特殊業務手当10件、34,000 円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分である。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図れるとによるものである。 今後は、神奈川県財務ともに、後の理解の向上を図る確認を追した。 2 底務事務の教員特殊業務手当については、次のとおりでは、平成26年11月17日に本人に支給した。

			今後は、このようなことが ないよう、教員特殊業務手当 の支給要件について職員に周 知し、複数職員による確認体 制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることと した。
神奈川県立 横浜栄高等 学校	平成26年7月 2日(平成26 年5月9日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、教員用 副教材(購入金額112,950円) の購入に当たり、見積合せを すべきところ、一者からのみ 見積書を徴し契約していた。	不適切事項については、見積合せが省略できる要件の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、見積合せ省略に該当するものは根拠理由と必要な書類等を事前確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 神奈川総合 産業高等学 校	平成26年7月 15日(平成26 年5月8日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、486円あった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横須賀工業高等学校	平成26年6月6日(平成26年4月14日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料及びこれに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが2件、98,890円あった。	不適切事項については、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、規則等の理解の向上を図るとともに、新たに進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 平塚江南高 等学校	平成26年6月 9日(平成26 年4月25日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、前渡金 受領職員の公共料金口座への 入金が遅れたため、電話料金 が当初の予定日に口座振替で きず、振込による支払を行っ たため、本来不必要な振込手	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、公共料金の支払期日等についての進行管理表を作成す

		数料 2 件、1,680円を支払っていた。	るとともに、複数の職員による 確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めるこ ととした。
神奈川県立大船高等学校		(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより、使用料3件、2,051,393円を過大に徴収していた。	不適切事項については、教育 財産の目的外使用許可に当たり、財産管理に関する規定の理解が不十分であったことによる ものであり、変更許可を行い、 過大徴収分について使用許可 先に平成26年5月30日及び同年 6月6日に還付した。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の同員に ととう、関係規定の理解の間員による確認を徹底することによる確認を徹底することによる適正な事務執行に努めることした。
神奈川県立湘南台高等学校		(不適切事項) 支出事務において、保存袋 等購入代ほか12件(1,329,298 円)の支払に当たり、政府契 約の支払遅延防止等に関する 法律に定められている支払期 限を過ぎていた。その結果、 遅延利息4,700円を支払ってい た。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 厚木北高等 学校	平成26年6月 26日(平成26 年5月8日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、教員特殊業務手当3件、31,800円を支給していなかった。また、 人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、 旅費1件、28,119円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成26年6月16日に本人に支給し、また、旅費については、同年6月13日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立 厚木清南高 等学校		(不適切事項) 契約事務において、夜間弁 当供給業務委託(契約金額 49,000円)の契約の締結に当 たり、計算を誤った概算総価	不適切事項については、所属 における契約事務に対する理解 が不十分であったことによるも のである。

г			
		見積書により契約しているな ど事務処理が不適切であった。	今後は、このようなことがないよう、契約事務に対する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県市高等学校	平成26年7月15日(平成26年5月19日職員調査)	(不) が適い いっぱい では いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	2
神奈川県立	平成26年6月	(不適切事項)	
二宮高等学校	26日 (平成26 年 4 月25日職	収入事務において、教育財 産の目的外使用許可に伴う光	管理が不十分であったことによ
	員調査)	熱水費の立替収入の徴収に当	るものである。

		たり、期限までに納付しない 者に対し、督促状を発行して いないものが1件、100円あっ た。	今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原中等教育学校	平成26年7月 16日(平成26 年5月8日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、勤務を 命ずる必要がある週休日及び 休日の振替に当たり、振替が 可能な期間に振替を行わなか ったため、勤務1週間当たり の決められた勤務時間を超過 しているものが2件あった。	不適切事項については、勤務 割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員の勤務に関する副 簿の点検を複数の職員で行うなど確認体制を強化するともに、職員研修において勤務時間の管理の徹底を周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚富学校	平成26年7月 25日(平成26 年5月7日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、目的外 使用許可申請を行わずに共架 柱を設置していた事業者に対 する不当利得返還請求権に基 づく過去の使用料相当額の徴 収に当たり、時効の援用によ り消滅した債権を含めていた ため、1件、19,635円を過大 に徴収していた。	不適切事項については、関係 法規の理解が不十分であったことから時効の援用に係る解釈を 誤ったものであり、過大徴収分 については、平成26年5月30日 に相手方に還付した。 今後は、このようなことがないよう、関係法規の理解の向上 を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成26年7月 29日(平成26 年5月19日職 員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、調定日を遡った結果、実際に調定手続を行った日よりも納付期限が前の日付となったため、神奈川県財務規則で定める納付期限の延長の要件に該当しないにもかかわらず、納付期限の延長を行っているものが2件、27,942円あった。	不適切事項については、進行管理及び関係規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による管理と、関係規定の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

平成26年6月 11日(平成26 年3月27日職 員調査)

(不適切事項)

契約事務において、次のと おり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。

- 1 ファクシミリ等の賃貸借 契約2件(契約金額674,226 円)の締結に当たり、見積 合せをすべきところ、一者 からのみ見積書を徴し契約 していた。
- 2 機械警備業務委託契約 (契約金額674,100円)の入 札に当たり、必要のない前 金払ができる旨の条項を提 示していた。これにより、 前金払ができる旨の条項を 設けた契約を締結してい た。

(要改善事項)

「プール及びスプリンクラー用に敷設された水道につい ての経済的な執行に関する 件」

使用実績がほとんどない水 道について、基本料金を支払 っているものがあった。 (以下省略) 不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。

1 見積合せを行わず契約をしていたことについては、神奈川県財務規則及び同運用についての理解が不十分であったことによるものである。

今後は、このようなことが ないよう、関係規定の理解の 向上を図るとともに、職員相 互で点検を徹底することによ り、適正な事務執行に努める こととした。

2 前金払ができる旨の条項を 設けた契約を締結していたこ とについては、契約の内容に ついて確認が不十分であった ことによるものである。

今後は、このようなことが ないよう、締結する契約内容 を十分に検討するとともに、 職員相互で点検を徹底するこ とにより、適正な事務執行に努 めることとした。

要改善事項については、校内で再度プールの利用について検討し、設備改修がなければプールとして使用ができないこと、スプリンクラー用水としてプール貯水を利用することを確認し、著しく減水した場合に一時的に再開することを条件に、平成26年5月19日に使用中止手続をとった。